

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則（10・1 掲示）	1
告 示	
○保安林の解除（治山林道課）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	1
○道路の供用開始（〃）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
○建築基準法による道の指定（2件）（〃）	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可（農業基盤課）	2
○換地計画の適否決定（四万十町）（4件）（〃）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程（10・1 掲示）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	3
正 誤	
○正誤（平20・9・30付け 告示）	4

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第81号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「10分の8」を「10分の8.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第623号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町黒川字長持石1173の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
無線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字新谷乙771番1から 高岡郡津野町芳生野字長者小屋式乙1077番1まで		3.2	270
	A	7.6	

高岡郡津野町芳生野字郷内屋式乙1837番1から 高岡郡津野町芳生野字郷内屋式乙1853番1まで	前	B	3.8 } 6.8	106
	前	C	5.8 } 7.0	34
		D	13.8 } 48.4	956
高岡郡津野町芳生野字新谷乙763番から 高岡郡津野町芳生野字桂川乙2842番1まで	後		13.8 } 48.4	956

高知県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 佐喜浜吉良川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市佐喜浜町字立花2729番2から		9.4 } 76.2	2,340
	前		

室戸市佐喜浜町字山口5982番2まで	後	9.4 }	2,340
		85.5	

高知県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南国
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市南久保13番2から 高知市南久保13番16まで	前	24.2 }	21
	後	32.2 }	21
		32.2	

高知県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年10月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字立花2729番2から 室戸市佐喜浜町字富家尻2783番1まで	535	平成20年10月10日

高知県告示第628号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字チノ丸	767番9 767番12	6.00	30.20	

高知県告示第629号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

香南市香我美町山北字下水ヶ口2313番1地先から字岡2273番地先に至る延長133メートルの道

高知県告示第630号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市字須々木829番2から836番2に至る延長42メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、うしろ台土地改良区の解散を平成20年9月26日に認可した。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（川口換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間

平成20年10月10日から同年11月11日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（里川換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成20年10月10日から同年11月11日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（津賀換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成20年10月10日から同年11月11日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行十和中部地区（河内換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成20年10月10日から同年11月11日まで

3 縦覧場所

四万十町役場十和総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年10月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年6月26日 20高都計第181号	南国市大桶字中乙 1242番6ほか	南国市大桶乙475番1 有限会社植野組 代表取締役 植野博道

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第

5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第9条の2第1項第1号中「10分の8」を「10分の8.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の高知県公営企業局契約規程第9条の2第1項第1号の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告又は入札参加者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は入札参加者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月10日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第7号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署高知駅前交番の項中「高知市栄田町1番28-2号」を「高知市栄田町一丁目2番11号」に、「海老ノ丸 栄田町」を「海老ノ丸 栄田町一丁目 栄田町二丁目 栄田町三丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月13日から施行する。

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・9・30	9081	○告示	1	中 (26)	すくも湾漁業協同組合栄喜支所	すくも湾漁業協同組合本所